栃木県公報

令和８(2026)年
10月27日(火)
第749号

目　　次

告　　示

○生活保護法による指定医療機関の指定…… 747
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止…… 747
○生活保護法による指定医療機関の指定辞退…… 748
○鳥獣保護区の存続期間の更新…… 748
○特定猟具使用禁止区域の指定…… 752

告　　示

栃木県告示第502号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第４条第２項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の３の規定により次のとおり告示する。

令和８（2026）年10月27日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

１　病院、診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和８（2026）年10月１日	ウエルシア薬局栃木藤岡店	栃木市藤岡町藤岡1170-１
令和８（2026）年８月18日	黒田整形外科医院	佐野市伊勢山町1798-３
令和８（2026）年10月１日	ウエルシア薬局小山粟宮店	小山市大字粟宮432-１
令和８（2026）年10月１日	すずなり薬局	那須塩原市美原町４-921

２　指定訪問看護事業者等

指定年月日	指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等	
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
令和８（2026）年９月１日	株式会社ワイグッドナーシング　代表取締役　山崎保	埼玉県本庄市寿一丁目25-13	訪問看護ステーション悠楽々小山	小山市喜沢243-８
令和８（2026）年９月１日	合同会社イルマーレ　代表社員　久藤　弥生	神奈川県相模原市南区新磯野１-10-６　ステイエム相模原南101	久生会訪問看護ステーション栃木	栃木市薗部町１-５-19　増山ハイツD203

栃木県告示第503号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永

住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第４条第２項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の２の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の３の規定により告示する。

令和８（2026）年10月27日

栃木県知事　福　田　富　一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和８（2026）年８月31日	そらいろ調剤薬局　栃木駅前店	栃木市境町21-27
令和８（2026）年８月17日	黒田整形外科医院	佐野市伊勢山町1798-３
令和８（2026）年８月31日	クスリのアオキ犬伏薬局	佐野市犬伏中町1934-２
令和８（2026）年９月10日	ひまわり薬局阿波町店	那須塩原市阿波町99-17

栃木県告示第504号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第４条第２項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第51条第１項の規定により指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の３の規定により告示する。

令和８（2026）年10月27日

栃木県知事　福　田　富　一

病院、診療所又は薬局

辞退年月日	名称	所在地
令和８（2026）年９月11日	はぁーとふる歯科	鹿沼市栄町３-２-６
令和８（2026）年11月１日	医療法人ほりえ会　小山歯科	小山市城北６丁目５-１

（地域福祉課）

栃木県告示第505号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において準用する同法第15条第２項の規定により次のとおり公示する。

令和８（2026）年10月27日

栃木県知事　福　田　富　一

鳥獣保護区の名称	鳥獣保護区の区域及び面積	鳥獣保護区の存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針
御殿山鳥獣保護区	１　区域 鹿沼市今宮町地内鹿沼市道5782号線と市道5101号線との交点を起点とし、同所	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	１　県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 ２　県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、日光・足尾山系から平地

	から市道5101号線を西進し市道5780号線との交点に至り、同所から市道5780号線を西進し御殿山会館前にて御殿山公園の敷地界との交点に至り、同所から同境界を西進し栃木県庁上都賀庁舎西側から御殿山公園に通じる道路との交点に至り、同所から同道路を北東に進み御殿山堀跡との交点に至り、同所から同堀跡を北西に進み市道0013号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み更に北に進み鹿沼市上材木町と同市千手町との境界に至り、同所から同境界を東進し市道5786号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道5116号線との交点に至り、同所から市道5116号線を南進し市道5266号線との交点に至り、同所から市道5266号線を西進し更に南に進み市道0346号線及び市道5782号線との交点に至り、同所から市道5782号線を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2　面積 12ヘクタール		へ伸びる裾野に位置し、中型哺乳類や森林性鳥類が生息し、里地～平地の森林生態系が見られる。 市街地に隣接し、鹿沼城址の二次林を中心とした御殿山公園として市民の憩いの場となっており、県指定重要文化財に指定される今宮神社を包括した地域である。小学校などの教育機関も至近距離にあり、身近な自然とのふれあいや環境学習の場として今後も広く県民に活用されることが期待されるため、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区に引き続き指定し、鳥獣の保護を図るものである。 3　保護管理方針 (1)　制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。 (2)　有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。
城　山 鳥獣保護区	1　区域 佐野市若松町地内市道佐野29号線と市道２級104号線の交点を起点とし、同所から市道２級104号線を西進し更に北進し市道佐野27号線との交点に至り、同市道を東進し城山公園と市立城東中学校との境界交点に至り、同所から市立城東中学校と城山公園の境界線を南進し市道佐野29号線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	1　県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 2　県指定鳥獣保護区の指定目的 当保護区は佐野市の中心にある城山公園を主として構成される区域であり、南側にはJR・東武佐野駅、東側には市立城東中学校がそれぞれ隣接している。公園内にはサクラやツツジが植栽されているほか、落葉・常緑広葉樹が生育し、都市部における貴重な緑地帯を形成している。 多くの県民が訪れる場所になっていることから、身近な野鳥とのふれあいや環境学習の場として今後も広く県民に活用されるためにも、身近な鳥獣生

	2　面積 　４ヘクタール		息地として県指定鳥獣保護区に引き続き指定し、鳥獣の保護を図るものである。 3　保護管理方針 (1)　制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。 (2)　有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。
錦着山鳥獣保護区	1　区域 　栃木市箱森町地内市道1032号線のにしき橋の右岸端を起点とし、同所から同市道を南西に進み、錦着山公園駐車場入り口に至り、同所から山裾の道を西進し市道14311号線と市道14299号線の交点に至り、同所から市道14299号線を北進し山裾から分離する同市道の左折点に至り、同所から山裾の道を東進し更に南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2　面積 　３ヘクタール	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	1　県指定鳥獣保護区の指定区分 　身近な鳥獣生息地の保護区 2　県指定鳥獣保護区の指定目的 　当保護区は、栃木市市街地の西部に位置する錦着山公園を主たる構成要素とする地域であり、東にはやや離れて県道309号線が通っている。市街地と耕地の境界部に位置し、山腹にはツツジが植栽されているほか、落葉・常緑広葉樹が生育し、良好な鳥類観察環境を提供している。 　市街地に接して、多くの県民が訪れる場所になっていることから、身近な自然とのふれあいや環境学習の場として今後も広く活用されることが期待されるため、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区に引き続き指定し、鳥獣の保護を図るものである。 3　保護管理方針 (1)　制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。 (2)　有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。
白沢小学校鳥獣保護区	1　区域 　宇都宮市白沢町地内宇都宮市立白沢小学校の南門を起点とし、同所から市道	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	1　県指定鳥獣保護区の指定区分 　身近な鳥獣生息地の保護区 2　県指定鳥獣保護区の指定目的 　当地域は、白沢小学校の敷地及び隣

	20008号線を北進し同小学校裏側の私道との交点に至り、同所から同私道を東進し土手に至り、同所から同土手に沿って南東に進み同小学校敷地と民有地との境界に至り、同所から同境界に沿って西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2　面積 　２ヘクタール		接する平地林であり、学校敷地東部の土手に植栽されたスギが学校林（現況スギ・タケ混交林）を形成し、鳥類の良好な観察環境を提供している。 　小学校敷地を包含し、また、南に運動公園が設置され多くの県民が訪れる場所となっていることから、身近な自然とのふれあいや環境学習の場として今後も広く県民に活用されることが期待されるため、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区に引き続き指定し、鳥獣の保護を図るものである。 3　保護管理方針 (1)　制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。 (2)　有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。
寺山観音寺鳥獣保護区	1　区域 　矢板市長井字寺山1874番地、1875番地、2232番地、2233番地１及び2233番地２の区域 2　面積 　３ヘクタール	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	1　県指定鳥獣保護区の指定区分 　身近な鳥獣生息地の保護区 2　県指定鳥獣保護区の指定目的 　寺山観音寺の境内林として巨樹が鬱蒼と生い茂る中に、矢板市鳥のキジバト等の鳥類やムササビ等の獣類など多くの野生鳥獣が生息している。 　緑地環境保全地域として適切に保全され、参拝する多くの県民にとって身近な自然とのふれあいや環境学習の場となっているため、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区に引き続き指定し、鳥獣の保護を図るものである。 3　保護管理方針 (1)　制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。 (2)　有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。

琴平山鳥獣保護区	1　区域 芳賀郡市貝町大字見上地内琴平山頂を基点とし、同所から琴平山遊歩道を北進し鬼怒川森林計画区市貝町小貝地区（以下「小貝地区」という。）29林班イ準林班10小班と14小班との境界に至り、同所から14小班の南側班界を東進し小貝地区29林班ア準林班とイ準林班との境界に至り、同所から小貝地区29林班ア準林班14小班の南側班界を東進し小貝地区29林班と28林班の境界に至り、同所から同境界を南進し市貝町と茂木町の行政界に至り、同所から同行政界を西に進み小貝地区29林班ア準林班31小班と32小班の境界に至り、同所から31小班の南側班界を西進し小貝地区29林班ア準林班とイ準林班との境界に至り、同所から小貝地区29林班ア準林班31小班の西側班界を北進し小貝地区29林班イ準林班１小班との境界に至り、同所から基点に至る線に囲まれた一円の地域 2　面積 27ヘクタール	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	1　県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 2　県指定鳥獣保護区の指定目的 当地区は那珂川県立自然公園特別地域に指定されており、琴平公民館前を起点として琴平山頂まで遊歩道が整備されている。主にコナラ等の落葉広葉樹が占めており、森林性の鳥類や小・中型ほ乳類が生息している。 このため、野鳥の観察や自然とのふれあい活動などの環境教育の場に適しており、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の保全を図るものである。 3　保護管理方針 (1)　制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。 (2)　有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。

栃木県告示第506号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定により特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第３項の規定により次のとおり公示する。

令和８（2026）年10月27日

栃木県知事　福　田　富　一

特定猟具使用禁止区域の名称	特定猟具使用禁止区域の区域及び面積	特定猟具使用禁止区域の存続期間	鳥獣の捕獲等の禁止に係る特定猟具の種類
関東国際カントリークラブ特定猟具	1　区域 芳賀郡茂木町大字下菅又字中ノ内735番地外関東国際カントリークラブの敷地全域	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月	銃器

使用禁止区域	2　面積 100ヘクタール	31日まで	
鹿沼プレミアゴルフ倶楽部特定猟具使用禁止区域	1　区域 鹿沼市引田地内市道0312号線と県道入粟野引田線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し鹿沼プレミアゴルフ倶楽部のクラブハウス進入道路の入り口に至り、同所から同県道を150m南進し鹿沼プレミアゴルフ倶楽部敷地の境界との交点に至り、同所から同境界を南進し市道6205号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道6206号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道石裂上日向線との交点に至り、同所から同県道を西進し林道坂丸線との交点に至り、同所から同林道を北進し鹿沼プレミアゴルフ倶楽部敷地の境界との交点に至り、同所から同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2　面積 135ヘクタール	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	銃　　器
ラインヒルズゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域	1　区域 日光市手岡1252番地外151筆株式会社ラインヒル所有のゴルフ場の敷地全域 2　面積 76ヘクタール	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	銃　　器
矢板運動公園特定猟具使用禁止区域	1　区域 矢板市幸岡地内一般国道461号と市道幸岡館の川３号線との交点を起点とし、同所から同一般国道を南西に進み簗目川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を北西に進み市道長井・幸岡１号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道長井４号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み宮川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域 2　面積 292ヘクタール	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	銃　　器
矢板寺山ダム特定猟具使用禁止区域	1　区域 矢板市長井地内県道県民の森矢板線と寺山ダム堰堤との交点を起点とし、同所から同堰堤を南西に進み湛水区域との交点に至り、同所から同区域に沿って北西に進み県道県民の森矢板線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2　面積 21ヘクタール	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	銃　　器
尚仁沢上流部イヌブナ自然林	1　区域 塩谷郡塩谷町大字上寺島地内矢板市と塩谷町と	令和８（2026）年11月１日から令和	銃　　器

特定猟具使用禁止区域	の行政界と国有林347林班と民有林との境界との交点を起点とし、同所から同境界を北西に進み国有林347林班ろ２小班と同林班い１小班との境界に至り、同所から国指定天然記念物尚仁沢上流部イヌブナ自然林境界杭W29に向かって北東に進み杭に至り、同所から国指定天然記念物尚仁沢上流部イヌブナ自然林境界に沿って北東に進み同境界杭W17に至り、同所から東進し矢板市と塩谷町との行政界に至り、同所から同行政界を南東に進みさらに南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 ２　面積 23ヘクタール	18（2036）年10月31日まで	
大黒磯特定猟具使用禁止区域	１　区域 那須塩原市黒磯地内那珂川右岸と一般国道４号との交点を起点とし、同所から同一般国道を南進し那須塩原市道黒磯大田原１号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道三本木石丸線との交点に至り、同所から市道三本木石丸線を南西に進み県道東小屋・黒羽線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道大原間東小屋線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道東那須野金田２号線との交点に至り、同所から市道東那須野金田２号線を南東に進み市道東那須野金田線との交点に至り、同所から市道東那須野金田線を南東に進み市道沼野田和縦１号線との交点に至り、同所から市道沼野田和縦１号線を南進し市道下中野沼野田和線との交点に至り、同所から市道下中野沼野田和線を南西に進み市道下中野関根線との交点に至り、同所から市道下中野関根線を南西に進み市道島方下中野線との交点に至り、同所から市道島方下中野線を北進しさらに北西に進み市道島方芝中線との交点に至り、同所から市道島方芝中線を北西に進み市道上中野横１号線との交点に至り、同所から市道上中野横１号線を北東に進み市道上中野方京線との交点に至り、同所から市道上中野方京線を北東に進み市道東那須野高林線との交点に至り、同所から市道東那須野高林線を北西に進み市道方京北弥六線との交点に至り、同所から市道方京北弥六線を北東に進み県道大田原・高林線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道西那須野・那須線との交点に至り、同所から県道西那須野・那須線を北東に進み市道埼玉外周西線との交点に至り、同所から同市道を北西に進みさらに北東に進み市道柳塩野崎新田線との交点に至り、同所から市道柳塩野崎新田線を北西に進み市道青木三区南３号線との交点に至	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	銃器

	り、同所から市道青木三区南３号線を北東に進み市道東北自動車道南２号線との交点に至り、同所から市道東北自動車道南２号線を北東に進み県道黒磯・田島線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道埼玉鳥野目線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道鳥野目横線との交点に至り、同所から市道鳥野目横線を北東に進み市道東原鳥野目線との交点に至り、同所から市道東原鳥野目線を北東に進み市道鳥野目河川公園線との交点に至り、同所から市道鳥野目河川公園線を北東に進み那珂川本流右岸に至り、同所から同河川右岸を南東に進み堰提上流部に至り、同所から同河川右岸と直角に見通し那珂川左岸を経て那須街道鳥獣保護区西側境界との交点に至り、同所から同境界を南東に進み県道黒磯・高久線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み那珂川本流右岸に至り、同所から同河川右岸を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2　面積 3,490ヘクタール		
なすの特定猟具使用禁止区域	1　区域 那須塩原市千本松地内千本松鳥獣保護区と一般国道400号との交点を起点とし、同所から同一般国道を南東に進み県道那須野ヶ原公園線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み畜産酪農研究センター東側道路との交点に至り、同所から同道路を南東に進み旧西那須野町と旧塩原町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南東に進み那須塩原市道522号線との交点に至りさらに同行政界を北東に進み那須塩原市井口工業団地東側農道との交点に至り、同所から同農道を南東に進み県道西那須野・那須線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道幹Ⅰ－３号線との交点に至り、一般国道４号との交点に至り、同所から同一般国道を北東に進み市道440号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進みさらに南進し市道幹Ⅰ－５号線との交点に至り、同所から市道幹Ⅰ－５号線を南西に進み市道幹Ⅰ-18号線との交点に至り、同所から市道幹Ⅰ-18号線を南東に進み大田原市と那須塩原市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南東に進み大田原市道戸野内石林線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み蛇尾川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を東進しさらに南進し市道田島深田線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道中田原５号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道大田原・芦野線との交点に至り、	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	銃器

同所から同県道を南西に進み市道内環状北大通線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道旧東野鉄道線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道大田原・芦野線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み一般国道461号との交点に至り、同所から同一般国道を南東に進み市道稲荷原倉骨線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道鹿畑１号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道北大和久奥沢線との交点に至り、同所から同市道を西進し一般国道400号との交点に至り、同所から同一般国道を北西に進みさらに南西に進み県道親園・南金丸線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道七軒町川下線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道若草117号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道大田原グリーンパーク線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道美原富士山線との交点に至り、同所から同市道を西進しさらに北西に進み市道末広一区町線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道加治屋二つ室線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み那須塩原市道幹Ⅰ－７号線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道265号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道幹Ⅰ－４号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道263号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道372号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み一般国道４号との交点に至り、同所から同一般国道を北東に進み一般国道400号との交点に至り、同所から同一般国道を北西に進み市道153号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道幹Ⅰ－１号線との交点に至り、同所から同市道線を南東に進み市道148号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道149号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道150号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道幹Ⅱ―11号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道幹Ⅰ-21号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道187号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み市道192号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道169号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道幹Ⅱ-23号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み旧西那須野町と旧塩原町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北西に進み千本松鳥獣保護区南側境界との交点に至り、同所

	から同境界線を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、龍城公園鳥獣保護区及び乃木公園鳥獣保護区の区域を除く。 2　面積 3,911ヘクタール		
那須黒羽ゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域	1　区域 大田原市北野上3347番地外58筆那須黒羽ゴルフクラブの敷地全域 2　面積 98ヘクタール	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	銃器
河原特定猟具使用禁止区域	1　区域 大田原市河原2005番地、2006番地、2008番地、2009番地、2010番地、2013番地、2019番地１、2019番地３、2020番地、2022番地、2023番地、2025番地、2026番地１、2027番地、2028番地１、2028番地２、2028番地３、2028番地４、2028番地５、2029番地１、2029番地２、2030番地１、2030番地４、2030番地５、2031番地、2032番地、2033番地１、2033番地５、2034番地１、大田原市寺宿298番地、299番地、300番地、301番地、302番地、519番地１、682番地３、682番地４、712番地４、718番地２、720番地、721番地、723番地、723番地２、724番地、725番地、726番地、737番地、738番地、739番地、740番地１、741番地、742番地、743番地２、744番地１の区域 2　面積 103ヘクタール	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	銃器
高久乙特定猟具使用禁止区域	1　区域 那須郡那須町大字高久乙地内県道矢板・那須線と県道那須高原線との交点を起点とし、同所から県道那須高原線を南東に進み町道喰木原～茗ヶ沢線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み認定外道路との交点に至り、同所から同認定外道路を北西に進み湯川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を北進し県道矢板・那須線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2　面積 165ヘクタール	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	銃器
大金台特定猟具使用禁止区域	1　区域 大金台林間住宅地全域 2　面積 105ヘクタール	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	銃器
葛生仙波・板東特定猟具使用禁止区域	1　区域 佐野市仙波町地内県道仙波鍋山線と栃木市と佐野市との行政界の交点（羽鶴橋右岸）を起点と	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月	銃器

	し、同所から同行政界を南東に進み通称明通賀の峰に至り、同所から通称松ヶ坂の尾根伝いに進み県道仙波鍋山線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2　面積 67ヘクタール	31日まで	
吾妻古墳特定猟具使用禁止区域	1　区域 下野市国分寺地内県道小山壬生線と県道栃木二宮線との交点を起点とし、同所から県道栃木二宮線を西進し用水路との交点に至り、同所から同用水路を北東に進み黒川左岸飯塚堰用水路取水口に至り、同所から同河川左岸に沿って北進し県道小山壬生線（御成橋）との交点に至り、同所から同県道を北進し壬生町町道３-207号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道３-206号線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道下野壬生線との交点に至り、同所から同県道を東進し黒川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北西に進み県道宇都宮栃木線との交点に至り、同所から同県道を東進し町道３-151号線との交点に至り、同所から同町道を南進し一般国道352号との交点に至り、同所から同一般国道を東進し町道３-190号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道54号線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道下野壬生線との交点に至り、同所から同県道を東進し町道３-254号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道３-240号線との交点に至り、同所から同町道を西進し壬生町と栃木市と下野市の行政界の交点に至り、同所から栃木市と下野市との行政界を南西に進み県道小山壬生線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2　面積 302ヘクタール	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	銃器
蓬山ログビレッジ特定猟具使用禁止区域	1　区域 佐野市作原町地内県道作原田沼線と小戸川左岸との交点を起点とし、同所から同河川を西進し佐野市作原町1065番地の西端に至り、同所から尾根筋に北東に進み蓬山山頂に至り、同所から尾根筋を東進し県道作原田沼線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2　面積 20ヘクタール	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	銃器
足利城ゴルフ倶楽部特定猟具	1　区域 足利市田島町地内市道田島通りと市道田島町21号線との交点を起点とし、同所から北西に進み標	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月	銃器

使用禁止区域	高240m付近で山林と足利城ゴルフ倶楽部敷地との境界に至り、同所から尾根伝いに約500メートル北進しさらに同ゴルフ倶楽部敷地北端に向かって北東に進み同ゴルフ倶楽部敷地北端を通過して足利市名草町と同市田島町との境界に至り、同所から尾根伝いに同ゴルフ倶楽部敷地南端と同じ位置まで南進しさらに同所から西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2　面積 140ヘクタール	31日まで	
下野市田川流域特定猟具使用禁止区域	1　区域 下野市本吉田地内県道宇都宮結城線と下野市と小山市との行政界との交点を起点とし、同所から同行政界を西進し市道8331号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道２-27号線に至り、同所から同市道を北進し市道１-10号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道8080号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道１-７号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道4042号線との交点に至り、同所から同市道を北進しさらに西進し市道4011号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道4009号線に至り、同所から同市道を北進しさらに西進し市道4003号線との交点に至り、同所から同市道を東進しさらに北進し市道4004号線との交点に至り、同所から同市道を北進し下野市と上三川町との行政界との交点に至り、同所から同行政界を南東に進み市道２-14号線との交点に至り同所から同市道を南進し県道下野二宮線と市道8388号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道8395号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道２-15号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道8399号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道8392号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道１-10号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道8097号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道8107号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道２-25号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道8287号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道8294号線に至り、同所から同市道を南進し県道宇都宮結城線との交点に至り、同所から同県道を南進し下野市と小山市との行政界に至り、同所から同行政界を南進し市道8355号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み下野市と小山市との行政界との交点に至り、同所から同行政界を南西に進みさらに北進し起点に至る線	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	銃器

	に囲まれた一円の区域 2　面積 429ヘクタール		
下野市西部及び姿川流域特定猟具使用禁止区域	1　区域 下野市国分寺地内県道栃木二宮線と県道小山壬生線との交点を起点とし、同所から県道小山壬生線を北進し下野市と栃木市との行政界に至り、同所から同行政界を北東に進み下野市と栃木市と壬生町との行政界の交点に至り、同所から下野市と壬生町の行政界に沿って南東に進みさらに北東に進み県道下野壬生線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道１－３号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道１－８号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道２-12号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道栃木二宮線を通過しさらに南進し市道１-15号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道２-12号線との交点に至り、同所から同市道を南進し小山市と下野市との行政界との交点に至り、同所から同行政界を南西に進みさらに北西に進み市道１-15号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道6131号線との交点に至り、同所から同市道を東進しさらに北進し市道２-18号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道２-22号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道２-19号線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道栃木二宮線に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2　面積 545ヘクタール	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	銃器
下野市北西部特定猟具使用禁止区域	1　区域 下野市橋本地内県道下野壬生線と市道2063号線の交点を起点とし、同所から同市道を北進しさらに北東に進み一般国道352号を通過してさらに北進し市道２－３号線と市道2001号線との交点に至り、同所から市道2001号線を北進し下野市と壬生町との行政界との交点に至り、同所から同行政界を南東に進みさらに南進しさらに東進しさらに北進し県道羽生田上蒲生線との交点に至り、同所から同県道を東進し新川との交点に至り、同所から同河川を南進し市道2020号線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道２－３号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道１－３号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道2128号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道2222号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道１－５号線との交点に至り、同所から住	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	銃器

	宅地との境界にある水路を南進し市道2289号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道１－３号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道2304号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道2209号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道2368号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道2332号線との交点に至り、同所から市道2368号線を南進し市道２－６号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道2400号線との交点に至り、同所から同市道を南進し一般国道352号と市道3012号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道3107号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道１－３号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道3133号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道3130号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道3148号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道１－３号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道下野壬生線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2　面積 367ヘクタール		
足利市菅田町特定猟具使用禁止区域	1　区域 足利市菅田町地内市道北郷学校通りと県道飛駒足利線との交点（利保町３丁目交差点）を起点とし、同所から同市道を西進し、足利市立北郷小学校東側に至り、同所から尾根伝いを北進し同市菅田町と同市名草下町との境界に至り、同所から同境界を東進し県道飛駒足利線を通過しさらに東進し、同市菅田町と同市樺崎町との境界である山頂に至り、同所から同境界を南進し市道北郷学校通りを通過し市道樺崎町14号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道樺崎町17号線との交点に至り、同所から同市道を北進し同市菅田町と同市樺崎町との境界に至り、同所から同境界を北進し一般国道293号との接点に至り、同所から同境界を尾根伝いに南東に進み、同市菅田町と同市利保町及び同市大月町との境界の交点に至り、同所から同市菅田町と同市利保町との境界を西進し市道大月菅田通り及び名草川を通過し市道菅田町22号線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道飛駒足利線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2　面積 103ヘクタール	令和８（2026）年11月１日から令和18（2036）年10月31日まで	銃器

（自然環境課）

発行人　栃木県　〒320-8501　宇都宮市塙田１丁目１番20号